

普及委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「本協会」という。）定款第37条に定める専門委員会として、普及委員会（以下「本委員会」という。）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 業務

(委員会の業務内容)

第2条 本委員会が目的とする業務の内容は以下のとおりとする。

- 1 肢体不自由者卓球の普及を目的とする活動の企画・立案・実施
- 2 肢体不自由者卓球に関するイベントの企画・立案・実施
- 3 前各項に附随する業務

第3章 委員

(選任)

第3条 本委員会の委員は、本協会の理事、肢体不自由者卓球及び卓球の指導経験者並びに学識経験者のうちから、本協会の理事会において選任する。

- 2 本委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長・副委員長)

第4条 本委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、理事会で選任する。
- 3 委員長は、本委員会の議長となり、会務を総括する。
- 4 本委員会に2名以内の副委員長を置く。
- 5 副委員長は、本委員会の委員の互選により選任される。
- 6 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4章 委員会

(招集)

第5条 本委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

- 2 委員長は、本委員会を招集しようとするときは、委員に対し、原則として、開催日の1週間前までに、書面、FAX又は電子メール等適宜の方法により、会議の日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があれば、招集手続を省略することができる。

(決議)

- 第6条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 前項において、適時に的確な意見表明が相互にできる電話会議又はテレビ会議等
を利用することにより会議に出席することができる。
- 3 本委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 本委員会は、原則として、非公開とする。
- 5 本委員会は、本協会の役員、他の専門委員会・特別委員会の委員、会員その他必要な者を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第7条 本委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 第1項の議事録には、委員長または出席した委員1名代表して記名押印するものとする。
- 3 本委員会の議事録は非公開とする。

第5章 規程の変更

(規程の変更)

- 第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

以上

附則〔令和元年10月22日制定〕

この規程は、令和元年10月22日から施行する。

この規程は、令和4年3月28日一部改訂、令和4年4月1日から施行とする。